平成２９年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目60番地
債務者　野田　裕介
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７１号
山口市湯田温泉６丁目８番44号　メゾン泉３号101
債務者　大橋千代子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９６２号
名古屋市港区港陽１丁目４番２号　新港陽荘702号
債務者　山田　雅典
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４３３号
東京都町田市下小山田町3368―46　ディアス桜台Ｂ―101
債務者　三堀　　猛
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４３４号
東京都町田市下小山田町3368―46　ディアス桜台Ｂ―101
債務者　三堀　英子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４３９号
東京都東久留米市幸町３丁目７－７　ロワヴェール６号館301
債務者　堀尾　弘吉
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４５６号
東京都板橋区弥生町14―12―405
債務者　江下　雅啓
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４５９号
東京都北区豊島２丁目７－９－301
債務者　千葉　二郎
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４７１号
東京都国分寺市内藤２丁目23―11　第３コーポ内藤　203
債務者　岡部　麻紀
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４８２号
東京都江東区大島４丁目１－６―649
債務者　ボヌス　イサガニ　セルバニーヤ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４８３号
東京都江東区大島４丁目１－６―649
債務者　レスマ　ロウェーナ　ギント
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４９２号
東京都足立区西新井栄町３丁目14―１―401
債務者　堀下　一絵
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５０６号
東京都目黒区碑文谷６―13―16―102、住民票上の住所東京都目黒区碑文谷６丁目13―16
債務者　吉川　広子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５０８号
東京都品川区旗の台４丁目12―６
債務者　芹澤梨咏子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５１７号
東京都板橋区赤塚新町３丁目25―５　第二コーポヒロ201
債務者　藤本　　寿
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部